

国土強靱化の取組の着実な推進について（案）

令和元年 8 月 2 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 近年、我が国は、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化、激甚化に晒されており、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増し、喫緊の課題となっている。このため、昨年 12 月、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）を見直すとともに、3 か年で集中的に実施すべきハード・ソフト対策を「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）（以下「3 か年緊急対策」という。）としてとりまとめ、中長期的・短期的取組の両面で、その歩みを加速化・深化させることとした。また、新たな段階に入った国土強靱化の取組を円滑かつ着実に推進するためには、基本計画や 3 か年緊急対策を踏まえて当該年度に実施すべき主要施策を明示するとともに、定量的な指標により進捗状況を把握・管理し、施策の充実を図るという PDCA サイクルを更に充実させることが必要であり、こうした観点で国土強靱化年次計画 2019（令和元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定）（以下「年次計画 2019」という。）を決定した。関係各府省庁においては、基本計画や年次計画 2019 に定める施策の推進方針に則り、各施策の目標が着実に達成されるよう、3 か年緊急対策をはじめとする国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。
- 一方、国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。
- 国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）は、本年 3 月までに 47 都道府県で策定されたが、市区町村については、策定済み又は策定中の市区町村は 203 市区町村（7 月 1 日現在）と、依然として策定が進んでいない状況にある。国土強靱化の推進に向け、今後は特に市区町村における地域計画の速やかな策定及び国土強靱化の取組を促していくことが重要である。

- また、民間の取組は、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらし、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることを踏まえ、国土強靱化貢献団体認証制度の周知・普及、企業の生産力の強靱化を図ること等を通じて、民間の取組みを促進することが重要である。
- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実に強力に進めていく必要がある。

2. 地域と民間による取組の推進と3か年緊急対策の着実な実施に向けて

関係府省庁は、以下に留意しつつ、国土強靱化年次計画 2019 に定められた施策を着実に推進する。

- (1) 予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進
 - 地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が必要であり、また、その中で国の施策等を位置づける場合もあることから、関係府省庁（出先機関を含む）は、その策定に当たり、地方公共団体等に対して十分連携・協力を行う。
 - 関係府省庁は、地方公共団体が作成した地域計画に基づく施策については、34の交付金等の交付に当たり、一定程度の配慮を行うなどの支援を行う。
 - 更に、骨太方針 2019 を踏まえ、令和2年度は、地域計画に基づき又は明記し地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、交付金制度の特性に留意し実効性を考慮しつつ、当該年度の採択、予算配分において「重点化」とするとともに、「一定程度配慮」対象の追加検討、「見える化」をすることにより、地域計画の策定及び地域の国土強靱化の取組を一層促進するものとする。
 - 「見える化」については、地域計画の策定状況に応じた地方公共団体等の取組に対する、各府省庁による「重点化」の状況について、令和2年度予算措置の実績（予算額等）を、内閣官房において取りまとめ・公表する。
 - 更に、令和3年度に向けて、地方公共団体等が実施する国土強靱化関係補助金・交付金事業に対して、地域計画の「要件化」追加の検討、「要件化」した事業について未策定市区町村への配分結果の通知・公表で「配分無し」と明記することの検討を行う。
 - 前記について、内閣官房及び各府省庁において、令和2年度予算の概算要求時までを目途に、地方公共団体に周知し、地域計画を早期策定するよう促す。

- なお、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、上記によらず着実に実施するものである。

(2) 民間取組の促進

- 関係省庁は、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進める。また、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の活用、経営上優先度が高い事項等とセットにした推進策の設計等）の具体化を着実に進める。加えて、民間企業等の事業継続の取組を一層促進する。

(3) 3か年緊急対策の着実な実施

- 年次計画 2019 において3か年緊急対策のフォローアップを行った結果、全体でおおむね7兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）に対し、2年目となる本年度までに約5兆円が確保される見込みであることが確認された。関係府省庁は、確保された予算等を着実に執行するなどして、160項目の緊急対策ごとに設定された目標の達成を確実なものとする。
- 関係府省庁は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の進捗状況のフォローアップ方針」（平成31年1月29日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）を踏まえ、概算要求や政府予算案決定の機会を捉えて、進捗状況の定期的なフォローアップを行うなどにより、しっかり進捗管理を行い、160項目の緊急対策ごとに設定された目標の達成を確実なものとする。

3. 令和2年度予算の概算要求等について

- 国土強靱化については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）（別紙1）において、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進めるとされている。また、3か年緊急対策を実施し、防災・減災対策、国土強靱化の取組を加速させるとされている。

- 関係府省庁は、国土強靱化に関し、基本計画及び年次計画 2019 に則るとともに、
2. も踏まえ、「重点化すべき 15 のプログラム」（別紙 2）を中心として、メリハリをつけた令和 2 年度概算要求および税制改正要望等を行う。また、横断的分野である「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「研究開発」についても、重点化プログラムと適切に連携するよう要求する。なお、要求に当たっては、ハード・ソフトの組み合わせ、非常時と平常時における施策の効果的な共用に留意する。

- 内閣官房は、8 月末を目途に、重点化すべき 15 のプログラムを中心として関係府省庁の概算要求等を取りまとめ、公表する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)(抜粋)

第 1 章 現下の日本経済

3. 東日本大震災等からの復興

- (2) 近年の自然災害からの復興、防災・減災・国土強靱化の加速
(略)

これら近年の自然災害を教訓とし、災害に強くてしなやかな国づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を実施し、防災・減災対策、国土強靱化の取組を加速させる。

第 2 章 Society5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

- (7) 暮らしの安全・安心

① 防災・減災と国土強靱化

国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進める。

(略)

強くてしなやかな国をつくるため、既に顕在化している気候変動による豪雨の頻発・激甚化に対する事前防災としての堤防整備・ダム再生などの水害対策・土砂災害対策、災害時の避難道路や高速道路の 4 車線化を含めた道路などのネットワークの代替性確保、鉄道河川橋梁の流失防止対策、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、高潮対策、雪害対策などの災害対策・国土強靱化の取組を推進する。特に、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、緊急に実施すべき対策を 3 年間で集中的に実施するとともに、その実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る。また、3 か年緊急対策後も、国土強靱化基本計画に基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。地域計画の策定・実施支援、国土強靱化に資する事業継続及び社会貢献に取り組む企業等認証制度の周知・普及、企業の生産力の強靱化など、地方自治体や民間の取組の促進を図る。(略)

重点化すべき15のプログラム

| | 重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態 |
|-----|--|
| 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| 1-5 | 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |
| 5-5 | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 5-8 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| 7-6 | 農地・森林等の被害による国土の荒廃 |